

○新潟県中東福祉事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
平成 24 年 3 月 6 日組合条例第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 17 の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約に関して必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 五泉市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年五泉市条例第 54 号）の規定をこの組合の条例として準用して適用する。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布日から施行する。